

土木要望の基本的な流れ・イメージ図

土木常設員制度とは

- 土木常設員は、市民の中から選ばれ、市長が委嘱しています。
- 担当地区の土木要望を取りまとめ、市へ提出します。
- ※原則、土木要望は土木常設員を通じて受付します。
- ※ただし、緊急を要する場合は、直接、市へご連絡ください。

※詳細は、別紙「年間スケジュール」参照



町会長

- 町内の土木要望を取りまとめて土木常設員へ伝える
- 要望者へ報告

- (10月上旬)
- 中間報告
- (2月上旬)
- 実績報告

- (10月中旬) (2月中旬)
- 中間報告・実績報告

- 工事施工
- 要望対応

◎土木要望がある時は

市民



- 土木要望を伝える

- 土木要望書提出

※緊急時

- ## 市役所
- 土木常設員とのヒアリングを開催（実施可否、施工順位を協議）（現地確認）
 - 工事施工・要望対応
 - 土木常設員へ報告



土木常設員

- 担当地区要望を取りまとめ市へ要望書を提出
- 市のヒアリングに出席（施工順位を協議）（現地確認）
- 町会長へ報告



- (9月下旬) 中間報告・(1月下旬) 実績報告

※緊急時（道路の穴あき、側溝の蓋割れ、街路灯の球切れ等）は、土木管理課までご連絡ください。

※土木常設員についての問い合わせ先 犬山市役所 61-1800（代表） 土木管理課 44-0335（直通）